

令和3年度 市民税・県民税のご案内

【問合わせ】 税務課 ☎84-0620

令和3年度の市民税・県民税（以下、個人住民税）は、令和3年1月1日時点で住所のある市区町村で、令和2年1月1日から令和2年12月31日までの1年間の所得に対して課税されます。令和3年1月2日以降に半田市から他の市区町村へ転出された場合でも、令和3年度の個人住民税は半田市に納付していただくこととなります。

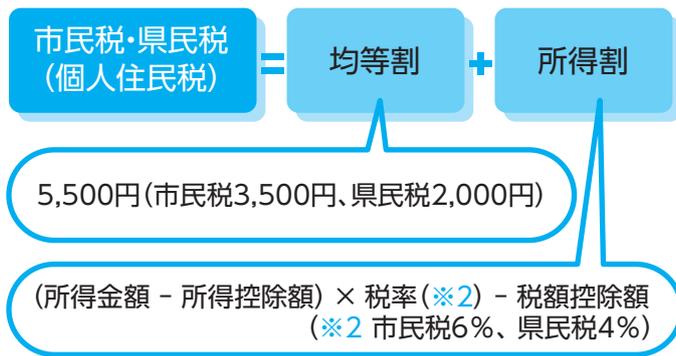
個人住民税

令和3年度の個人住民税額については、6月上旬に送付する「市民税・県民税納税通知書」にて通知します。給与から個人住民税が天引きされる方は「特別徴収（※1）税額の決定通知書」にて通知します。なお、「特別徴収税額の決定通知書」は、勤務先を通じてお渡ししております。配付時期については勤務先にお問合わせください。

※1 特別徴収：給与支払者または年金支払者が個人住民税を給与または年金から差し引いて納める方法

計算方法

個人住民税には、一定の所得金額を超える方に定額で課税される「均等割」と、所得金額に応じて課税される「所得割」があります。



納付方法

個人住民税の納付については次の3つの方法があります。※複数の所得がある場合、複数の納付方法に分かれる場合があります。

1. 普通徴収

納付方法
納税者が自ら口座振替または市から送付される納付書で納める方法。

2. 給与からの特別徴収(※3)

納付の時期
6月、8月、10月、翌年1月

納付方法
給与支払者が毎月の給与から差し引いて納める方法。

3. 年金からの特別徴収(※3)

納付の時期
6月、翌年5月の各月

納付方法
年金支払者が2か月毎の年金から差し引いて納める方法。

納付の時期

4月、翌年2月の偶数月

※3 原則、本人の希望により普通徴収に切り替えることはできません。

確定申告期限延長に伴う令和3年度個人住民税の課税について

3月16日(火)以降に確定申告書を提出された場合、6月上旬に送付する納税通知書等に申告書の内容が反映されていない場合があります。この場合、次の納期以降での課税又は税額変更となりますので、順次納税通知書等によりお知らせいたします。

個人住民税の減免について

納税が困難な事情があるときは、その状況に応じて減免を受けられる場合があります。減免を受けようとする方は、お早めにご相談ください。

※詳しくは、市ホームページをご参照ください。



▲市ホームページ